

# 令和3年度 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業 公募説明 ＜概要説明版＞

令和3年5月

一般財団法人 環境優良車普及機構



## 本公募概要説明資料について

- 本説明資料は申請のポイントや注意して頂きたい内容を掲載しています。
- 詳細は、ホームページに掲載している公募要領をご覧ください。
- 申請書類はホームページの申請書類ダウンロードページからダウンロードしてご使用ください。
- 記載要領は各々の申請書ダウンロードページに掲載していますのでご参照ください。
- 不明な点は、下記までお問い合わせください。

(本件に関する問い合わせ先)

一般財団法人環境優良車普及機構

「低炭素型ディーゼル車普及加速化事業」執行グループ

電話：03-5341-4577      FAX：03-5341-4578

E-Mail：[hojokin@levo.or.jp](mailto:hojokin@levo.or.jp)

令和3年5月24日

一般財団法人 環境優良車普及機構

一般財団法人環境優良車普及機構（以下「機構」という。）では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）の交付決定を受け、機構が管理・運用する補助金を活用して、トラック輸送における二酸化炭素の排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的として、低炭素型ディーゼルトラックを導入する事業者に対して補助金を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は、公募要領に記載するとおりですので、**応募される方は、公募要領を熟読のうえ**、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）交付規程令和3年5月24日環執行第3-003号）（以下「交付規程」という。）に従って**手続きを行っていただくようお願いいたします。**

## 遵守事項

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、充分ご認識されたうえで、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

1. 応募の申請者が機構に提出する書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
2. 補助金で取得した財産（取得財産等）を、処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供する、廃棄等）しようとするときは、事前に処分内容等について機構の承認を受けなければなりません。



ご注意！

所有者（リースの場合は使用者）をグループ会社であっても別法人へ変更する場合は、財産処分に該当しますので、ご注意ください。

なお、機構は必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

3. 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
4. 補助事業に関し不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の解除を行うとともに、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくこととなります。
5. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

# 1. 補助金の目的と性格

- この補助金は、中小トラック事業者が低炭素型ディーゼルトラックを導入する事業を支援することにより、トラック輸送においてエコドライブを含む燃費改善のための取組を継続的に実施・改善する体制を構築することにより二酸化炭素排出削減を図り、もって地球環境保全に資することを目的としています。
- 事業の実施によりエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、事業完了後は事業報告書（燃費改善効果及び二酸化炭素削減効果の実績把握）の提出をしていただくこととなります。また適正な財産管理、補助事業である旨の表示（車両へのステッカーの貼付）などが必要です。
- これらの義務が十分果たされないときは、機構より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては、交付決定を解除することもあります。また、新たな申請を受理しない場合もあります。





# 2. 申請者の条件（補助対象事業者）

- 本補助金を受けることのできるのは、以下①又は②のいずれかに該当する者が補助対象事業者になります。
- ① **中小企業**(資本金3億円以下 又は 従業員数300人以下)の運送事業者
  - ア 一般貨物自動車運送事業者
  - イ 特定貨物自動車運送事業者
  - ウ 第二種貨物利用運送事業者
- ② 上記①に貸渡す自動車リース事業者

これらの書類で判定します

【提出資料】  
※資本金・従業員数については、申請書に添付された左記資料（直近のもの）により判定します。

- ① 「事業報告書」表紙コピー（受付印が明瞭であること）
- ② 事業概況報告書（第1号様式）コピー

または  
③ 従業員数が記載された「貨物自動車運送事業実績報告書」

受付印が白黒コピーでは見えないときは、濃いめのカラーコピーで出力してください。

【①事業報告書表紙】

【②事業概況報告書】

【③貨物自動車運送事業実績報告書】



受付印

### 3. 補助対象車両

赤破線内の排出ガス識別記号が対象

6/22

×：補助対象外  
-：該当なし

【補助対象車両】事業用ディーゼルトラックの場合  
「平成21年（GVW12t以下は平成22年）排出ガス基準に適合またはNOx・PM+10%以上低減」または「平成28年排出ガス基準に適合」し、かつ「2015年度燃費基準を+5%以上（小型車、中型車は+10%以上）達成」しているGVW3.5t超の営業用車両で、令和3年4月1日～令和4年1月31日の間に新車新規登録された事業用トラック

車型区分(車両総重量)	補助対象となる排出ガス規制識別記号
大型 (12t超)	「2RG」「2TG」 「2PG」「QPG」
中型 (7.5t超～12t以下)	「TRG」 「2RG」 「2TG」
小型 (3.5t超～7.5t以下)	

**ご注意！！**  
令和2年度から、中型車の2PG・SPG・TPGが**対象外**となりました。

区分	排出ガス基準	2015年度燃費基準			
		達成	+5%以上 ～10%	+10%以上 ～15%	+15%以上
小型車 GVW3.5超 ～7.5t	H22年 適合	-	-	-	-
	Nox/PM 10%以上低減	TKG ×	TPG ×	TRG	-
H28年 適合	-	-	2PG ×	2RG	2TG
中型車 GVW7.5超 ～12t	H22年 適合	-	-	-	-
	Nox/PM 10%以上低減	-	-	-	-
H28年 適合	-	2KG ×	2PG ×	2RG	2TG
大型車 GVW12t超	H21年 適合	-	-	-	-
	Nox/PM 10%以上低減	GKG ×	QPG	-	-
H28年 適合	-	2KG ×	2PG	2RG	2TG

令和3年4月1日から  
令和4年1月31日までに  
新車新規登録された車両

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	品川 130 あ ○○○○	登録年月日/交付年月日	令和3年4月12日	初度登録年月	令和3年4月
車名	UDトラックス	車台番号	[366]	車体の形状	トラック [027]
型式	JNCMB22A5LU0***	原動機	GH11	総重量	6760kg
所有者の氏名又は名称	環境省運輸株式会社	住所	東京都新宿区四谷2-14-*	GVW	4500kg [18370]
使用者の氏名又は名称	***			前軸重	314kg
				後軸重	4590kg
				後軸重	2170kg

補助対象型式・登録日・車両総重量を申請前に自動車検査証でご確認ください。

### 3. 補助対象車両の条件

- (1) 補助対象となる車両は緑ナンバー（事業用自動車）です。  
自家用自動車（白ナンバー）は補助対象外です。
- (2) 補助対象車両に関し、国の他の補助金と重複して補助金を受けることはできません。  
※装置への補助金であるASV（先進安全自動車:Advanced Safety Vehicle）等は併用可能です。
- (3) 申請日までに決済されない手形や、割賦といった購入形態は補助対象となりません。
- (4) 申請者は補助対象車両の自動車車検証上の「所有者」（リースの場合はリース事業者）です。  
買取りの場合は、「所有者＝使用者」が申請要件となります。
- (5) 補助金を受けて購入した車両は、処分制限期間（法定耐用年数※）の期間について保有義務が生じます。

※処分制限期間 最大積載量2トン超：4年、最大積載量2トン以下：3年

※リースの場合、リース期間は

最大積載量2トン超：48か月以上、最大積載量2トン以下：36か月以上になります。

その間に売却・合併等で所有者（リースの場合は使用者）を変更する場合は、原則として、補助金を返還していただくこととなります。

その他

本要領に定めのない事項について機構は、関係省庁と協議を行い補助対象事業者に対し、その見解を示すこととします。



# 4. 廃車要件

補助対象車両の導入にあたり、廃車を伴う場合には、以下の7つの要件を満たす必要があります。

## 新規登録車両と廃車車両の所有者・使用者名義の関係

- 1) 廃車する車両が導入する低炭素型ディーゼルトラックと同区分以上であるもの (下表)

廃車車両		導入車両
大型	≥	大型、中型または小型
中型	≥	中型または小型
小型	=	小型

- 2) 初度登録が平成22年度（平成23年3月31日登録）以前の事業用車両  
但し、CNG・LPG・ハイブリッドトラックを除く。
- 3) 令和3年4月1日～令和4年1月31日までに廃車するもの  
※上記期間内であれば、新車導入の前でも後でも構いません。
- 4) 廃車するまでの過去1年間継続して原則自社で事業用トラックとして使用していたもの
- 5) 廃車日の6か月前の期日における自動車検査証が有効
- 6) その有効期間内において一定の走行を行ったもの。  
(特種車：5000km/年、普通車：4000km/年、小型車（4ナンバー）：3000km/年以上)  
※距離が不足している場合は、お問い合わせください)
- 7) 所有者名が新車登録する車両の所有者と同一であること。  
但し、以下の場合は、所有者が同一とみなす。  
a) 運送事業者が所有する車両を廃車し、リースにより新車を導入した場合 (右表ケースI)  
b) 廃車する車両の使用者名と新車導入する自動車の所有者名(リース導入の場合は使用者名)が同一の運送事業者の場合 (右表ケースII)
- ※ケースⅢ～ケースⅥは対象外です。

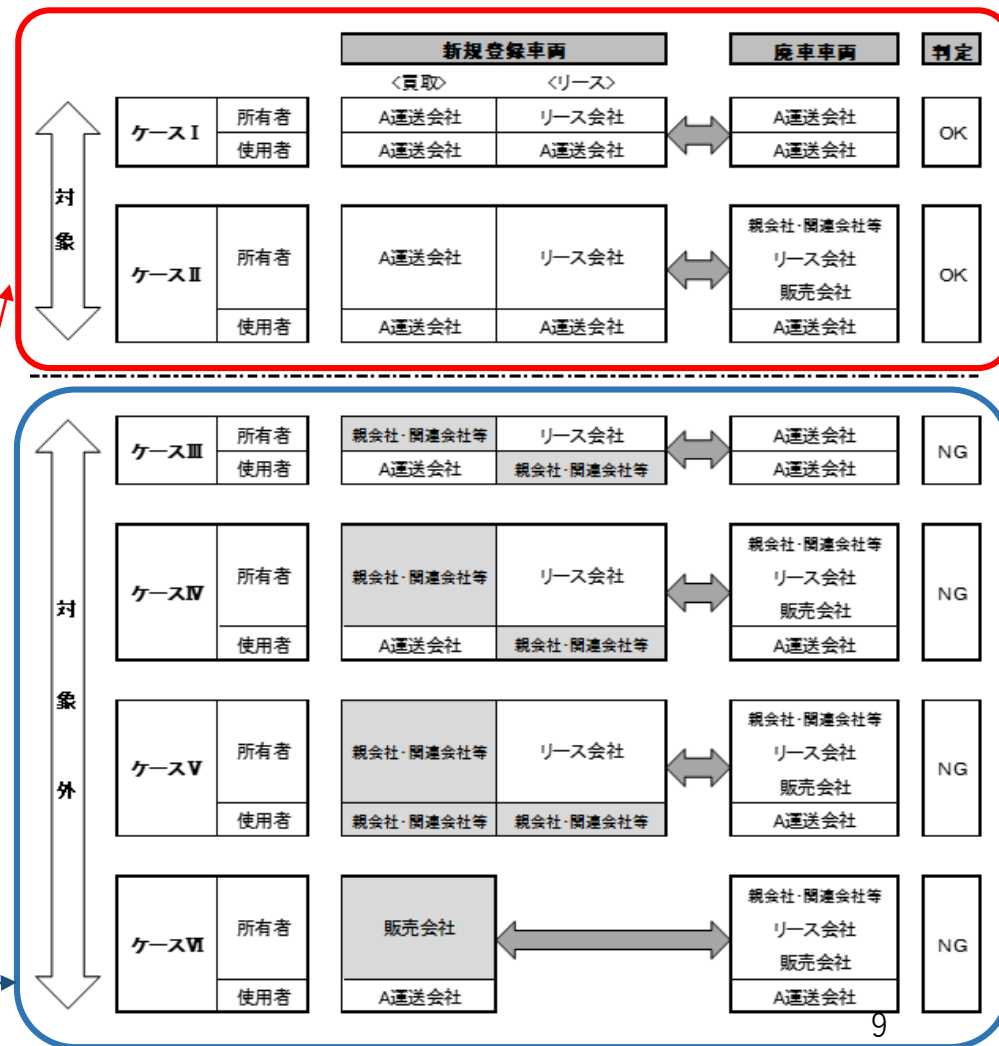
要件:

<買取の場合>

「申請者(所有者=使用者)は、廃車車両の所有者及び使用者、または使用者と同一のこと」

<リースの場合>

「使用者は、廃車車両の所有者及び使用者、または使用者と同一のこと」



## 4. 廃車要件の確認

以下の廃車要件を確認するために、「登録事項等証明書（**現在記録と保存記録のセット**）」の**コピー**と「自動車リサイクルシステム」の検索画面コピーを添付してください。

- ①初年度登録年月日が補助要件（**平成22年度以前**）を満足しているか？
- ②**廃車するまでの過去1年間**継続して原則**自社**で**事業用トラック**として使用していたか？
- ③**廃車日の6か月前の期日**における自動車検査証が有効か？
- ④**廃車日の6か月前の期日**において一時抹消されていないか？
- ⑤その有効期間内において一定の走行を行っているか？
- ⑥**所有者名**（リースは使用者名）が**新車登録する車両の所有者**（リースは使用者名）と**同一**か？



コピーでOKです

番号 02625 登録事項等証明書 現在記録

自動車登録番号 車台番号

所有者の氏名又は名称 [90055]

所有者の住所 [13011 0721]

使用の本拠の位置  
 登録年月日/交付年月日 初年度登録年月 備考  
 平成 26年 6月 20日 平成 15年 2月

型式 原動機の型式 [351]

自動車の種別 用途 自動車用/事業用の別 車体の形状

普通貨物 事業用 バン [021]

総排気量又は定格出力 燃料の種類 型式指定番号 類別区分番号

11.94 軽油

乗車定員 最大積載量 車両重量 車両総重量

2 13200 11320 24630

長さ 幅 高さ 前軸重 前軸重(後) 後軸重 後軸重(後)

1971 249 379 5196 3530 2600

令和 3年 2月 25日

上記の通り相違ないことを証明します。 令和3年 6月 23日 東京運輸支局長

現在記録

番号 [ ] 登録事項等証明書 保存記録 (1/1)

自動車登録番号 車台番号

登録年月日 登録の種別 項目名 登録事項等の内容

平成15年 12月26日 新規登録 受理番号 [ ]  
 所有者氏名 [ ]  
 所有者住所 [ ]  
 使用の本拠の位置 [ ]

平成21年 7月15日 更正登録 受理番号 [ ]  
 所有者氏名 [ ]  
 所有者住所 [ ]  
 使用の本拠の位置 [ ]

平成21年 7月16日 変更登録 受理番号 [ ]  
 所有者氏名 [ ]  
 所有者住所 [ ]  
 使用の本拠の位置 [ ]

平成23年 7月26日 変更登録 受理番号 [ ]  
 所有者氏名 [ ]  
 所有者住所 [ ]  
 使用の本拠の位置 [ ]

平成24年 12月11日 変更登録 受理番号 [ ]  
 所有者氏名 [ ]  
 所有者住所 [ ]  
 使用の本拠の位置 [ ]

令和3年 6月20日 一時抹消登録 受理番号 [ ]

以下余白

令和3年 6月 23日 東京運輸支局長

保存記録

自動車リサイクルシステム

車両状況照会 > 検索結果 (該当あり) (VDIS0020)

1. 使用済自動車の処理状況 (以下は、2021年6月23日 現)

<車両の情報>

車名	[ ]	車台	[ ]
登録番号/車両番号	'687	リサイク	(移動報)
フロン類残量(%)	有		エアバス
解体報告記載日	2021年6月4日		

(注)フロン類「無」は自リ法対象外冷媒も含まれます。

<処理の情報>  
 ※処理工程の画像又は引取日・引渡日の文字をクリックすると各頁

引取業者

引取日  
2021年 5月16日

引取工程

引渡業者

引渡日  
2021年 5月27日

引渡工程  
フロン類回収工程 (フロン類)

リサイクルシステム | 画面印刷 | 10

# 5. 令和3年度 補助金額 (廃車有り と 廃車無しで 補助金額が違います)

<参考:ディーゼルトラックの基準値>

区分	2015年度 燃費基準	基準額(万円)		【参考例】 排出ガス規制 識別記号
		廃車有	廃車無	
大型 車両総重量12t超	+10%以上	75	50	2RG- 2TG-
	+5%以上 10%未満	50	37.5	2PG- QPG-
中型 車両総重量 7.5t超~12t	+10%以上	42	28	2RG- 2TG- TRG-
小型 車両総重量 3.5t超~7.5t	+10%以上	15	10	

大型の補助金は、「2RG-」と「2PG-」で異なりますので、ご注意ください。

登録年月日

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号: 品川 130 あ 0000

登録年月日/交付年月日: 3年4月12日 / 3年4月

車名: UDトラック

型式: JNCMB22A5LU0 \*\*\*

原動機: GH11

排出ガス規制識別記号: 2PG-GK5AAB

所有者の氏名又は名称: 環境運輸株式会社

所有者の住所: 東京都新宿区四谷2-14-8

使用者の氏名又は名称: \*\*\*

車体の形状: トラック

総車両重量: 6760kg

前軸重量: 3140kg

後軸重量: 3620kg

後軸積載重量: 1837kg

排出ガス規制識別記号

補助対象型式・登録日・車両総重量を申請前に自動車検査証でご確認ください。

## 6. 受付期間・申請方法

### 1) 受付期間等

受付期間	1事業者あたりの台数	予算額	留意事項
令和3年5月28日(金) ～ 令和4年1月31日(月)	2台	約28億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請に係る審査は、申し込み順に行います。</li> <li>・予算額の残額が2割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による審査を行うことはせず、当該日付から令和4年1月31日(月)までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。また、予算残額を超える申請があった場合には、初めての事業者を優先して抽選により補助事業者を決定します。</li> <li>・受付状況は、機構のホームページで公表いたします。</li> </ul>

### 2) 申請の方法

申請の方法は、

- 郵便(締切り当日消印有効) ●信書便(締切り当日受付印有効)
- お持ち込み(土日、祝祭日を除く、午後5時まで)
- jGrants(補助金申請システム:締切り当日到着メールまで受付)
- 識別番号を使った電子メールによる申請



追加になりました。  
後で説明します。

※宅配便及び一般運送は、郵便法、信書便法、それぞれの標準運送約款の規定により、申請書(信書)を取扱うことができません。  
ご注意ください。



# 6. jGrantsによる申請について

- 令和2年度から、本補助の申請をjGrants(経済産業省の電子申請システム)で行うことができます。
- 下記URLを参照し、補助金一覧から「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業の補助金」を選択して申請ください。<https://jgrants.go.jp/>

**jGrants**

申請の流れ

公募申請・交付申請

1 申請準備

jGrantsにて自分の事業にあった補助金の情報をさがします。  
「補助金一覧」をクリックすると一覧が表示されます。

G BizID or gBizID Prime is required for application. Please obtain it in advance.

2 ログイン

gBizID Primeを使ってログインするとマイページにアクセスできるようになります。さあ、補助金の申請をしてみましょう！

3 公募申請

申請したい補助金を見つけたらjGrants上で公募要領を確認し、「公募申請を(自社の会社名)として申請する」ボタンをクリック。必要事項に記入し、必要資料をアップロードして「保存」「申請」をクリックします。押印は不要です。

・ jGrantsによる申請ができるのは、**運送事業者様のみ**です。リース会社や代理人による申請はできません。

- jGrants申請の場合、gBizIDプライムを使ってログインする必要があります。
- gBizIDの取得には3週間程度かかりますので、余裕をもって申請してください。<https://gbiz-id.go.jp/top/>
- gBizIDが取得できたら、jGrantsにログインし、「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」を選択して申請を開始してください。

**jGrants申請ご希望の事業者はお問合せ下さい**

**gBizID** 12/22

gBizIDプライム申請書作成

申請書作成 (情報入力) | 申請書作成 (情報確認) | 書類送付

gBizIDプライムのアカウント利用者は、「法人代表者ご自身」又は「個人事業主ご自身」である必要があります。氏名・フリガナ・生年月日が一致している必要がありますので、基本情報をアカウント利用者情報にコピーしてください。SMS受信電話番号は、G BizID利用時の本人確認(ワンタイムパスワードの通知)に利用いたします。ご本人にてSMSの受信が可能な番号を登録してください。

利用規約に同意の上、申請書作成ボタンを押下してください。

事業形態  法人  個人事業主

基本情報

法人番号  13桁の法人番号を入力してください。法人番号を入力し、「法人情報取得」ボタンを押下してください。下欄において法人名、法人所在地を自動入力します。法人番号がわからない場合は、[任意で法人番号公表サイト](#)より、ご確認ください。個人事業主の方は入力不要です。

法人名/番号  法人の方は入力不要です。

所在地  都道府県  市区町村  町名番地、ビル名等  法人の方は入力不要です。国政選挙区画の通りに記載してください。

代表者名  姓  名  太郎

代表者名フリガナ  セイ ヤマダ  メイ タロウ

代表者生年月日  1970 年 1 月 1 日 ※高齢で入力してください。

アカウント利用者情報

利用者氏名  姓  名  太郎

利用者氏名フリガナ  セイ ヤマダ  メイ タロウ

利用者生年月日  1970 年 1 月 1 日 ※高齢で入力してください。

**jGrants**

ログイン

補助金の申請には、G BizIDのgBizIDプライム (ID、パスワード等) が必要です。取得済みの場合はG BizIDでログインするボタンを押下し、ログインに進んでください。

G BizIDでログインする | G BizIDを作成する



# 6. 電子メールによる申請方法



令和3年度から追加になりました

## 「識別番号発行依頼書」

- 令和3年度から電子メールによる申請が認められるようになりました。その際、申請責任者を確認するため、申請に識別番号の記載が必要となります。また、申請責任者名が明確な電子メール申請の場合、途中開封が無い場合、申請書類の代表者押印を省略することができます。
- 識別番号を取得するためには、「識別番号発行依頼書」を当機構へメールで送ります。
- 機構は「識別番号発行依頼書」の内容を確認し、識別番号をメールで返信します。
- 以降、電子メールで申請する際には、識別番号を記載し、発行依頼書に記載されたメールアドレスから申請することにより、申請責任者が明確になります。

お忘れなく！

申請者

申請前作業

「識別番号発行依頼」メール

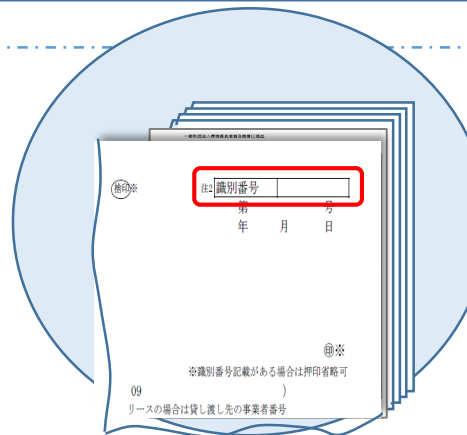
「識別番号発行」メール

当機構

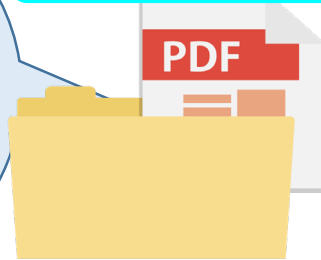


申請作業

- ①様式第1に「識別番号」を記載
- ②申請書類をPDF化して1つのファイルにまとめる。
- ③ファイル名の先頭に識別番号を付す。
- ④専用メール申請受付専用メールアドレスへメール送信する



「識別番号」 + ファイル名



電子メール申請受付専用メールアドレス  
[denshi@levo.or.jp](mailto:denshi@levo.or.jp)

## 6. 電子メールによる申請方法（注意点）

1. 識別番号発行依頼書、申請書の送付時は必ず申請者（担当者）がメール送付してください。トラック販売会社等、代理人のメールアドレスからは受付ません。
2. 識別番号発行依頼書、申請書のFAXでの送付は受付ません。
3. 申請書はPDFデータでご送付ください。ワードやエクセルデータは受け付けません。
4. 捨印が押印された申請書をメールで送付されても、効力はありません。不備があった場合は差し替えをお願いいたします。

# 7. 当機構ホームページのご案内 申請書のダウンロードについて

- 申請書は、ホームページの「申請書類等」からダウンロードしてください。年度ごとに書式が変わっているので、必ず令和3年度の申請書類をご使用ください。
- 記入方法については、「申請書類等」に貼り付けてある「記入例」を参照ください。



## ホームページの探し方

ヒント：検索エンジンで「LEVO 補助金」と入力して検索し、「一般財団法人環境優良車普及機構」をクリック

⇒ 「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」をクリック

levo 補助金

ウェブ 画像 動画 知恵袋 地図 リアルタイム ニュース

約16,000,000件 1ページ目

Q levo 補助金 2020 asv 補助金 で検索

www.levo.or.jp/▼  
一般財団法人環境優良車普及機構

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業) ... LEVOリーディングプロジェクトの一環として実施しております。LEVOリーディングプロジェクトの一環として実施しております。LEVOリーディングプロジェクトの一環として実施しております。

詳細情報

補助事業の概要 H31年度 補助金執行事業 H29年度 補助金執行事業

低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(社会変革と物脱炭素化を同時実現する先進技術導入促進)

低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)

>> 詳細情報

一般財団法人環境優良車普及機構 環境優良車普及のページ

English 文字サイズ:

HOME LEVOの紹介 お知らせ 環境優良車普及 環境機器普及 調査研究 ライブラリ

Home > 環境優良車普及 > 補助事業の概要

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

一般財団法人環境優良車普及機構 (LEVO) では、環境省からの令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業)を活用し、中小トラック運送業者について燃費性能の高い低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援し、低炭素社会の創出を促進する事業を実施します。

■低炭素型ディーゼルトラック

- 補助対象：令和3年4月1日～令和4年1月31日までに新車新規登録し、平成27年度重量車燃費基準を大型車は+5%以上、中型車及び小型車は+10%以上達成した車両。具体的な対象車両区分と対象排出ガス規制識別記号、および補助額は下表のとおりです。

車区分 (車両総重量)	2015年度 燃費基準	基準額(万円)		備考 排出ガス規制 識別記号
		廃車有	廃車無	
大型 (12t超)	+10%以上	75	50	2RG・2TG
	+5%以上	50	37.5	2PG QPG・LPG
中型 (7.5t超～12t以下)	+10%以上	42	28	2RG・2TG

Home > 環境優良車普及 > 補助事業の概要 > 申請書類等

令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

申請書類等

申請書様式及び添付書類書式

【ご注意】過年度の申請書は、書式が異なりますので、使用しないでください。  
令和2年度との相違点はこちら

No	書類名	書式	PDF	記入例
1	提出資料総括表			
2	様式第1 (第5条関係) 交付申請書兼完了実績報告書			
3	様式第1の2 <交付申請書兼完了実績報告書> 実施計画書			
4	様式第6 (第11条関係) 精算払請求書			
5	別紙2 <交付申請書兼完了実績報告書> エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書			
様式第1の3	<交付申請書兼完了実績報告書>			16



# 8. 提出書類

廃車無し

廃車有り

リース

リースの場合

- 申請に必要な書類は、廃車の有無、買取・リースによって異なります。記入例を参考にして、総括表で必要書類の要否を確認をしてください。



一台につき一申請です。

- 申請書類が揃っていることが確認出来たら、**総括表も申請書と一緒に送付**してください。

一般財団法人環境優良車普及機構に提出  
「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」補助金申請：提出資料総括表  
申請書を提出する前に確認して、○を記入してください。

項目	廃車(ディーゼル車の廃止)に限り	併用しない	併用
1. 補助金交付申請書兼完了実績報告書	①様式第1	○	
	②様式第1の2	○	
	③別紙2エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書	○	
	④様式第1の3及び様式第1の4(抵当権の設定ありの場合に限る)		○
2. 補助対象経費に係る見積書の写し(コピー)		○	
3. 補助対象経費に係る請求書の写し(コピー)		○	
4. 補助対象経費に係る支払を証する書類(領収証等)の写し(コピー)		○	
5. 補助対象車両の自動車検査証の写し(コピー)(所有権留保を解除した場合は、常車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し(コピー))		○	
6. 廃車車両に係る書類等(※廃車を伴う場合に限る)	④登録事項等証明書(直近の現在記録及び保存記録のコピー)		○
	⑤自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面(「引取工程」欄に印が入り「引渡日」が記載されている)を印刷したもの		○
7. 燃費改善及びCO2排出削減の算定資料	燃費改善及びCO2排出削減の算定資料		○
	※J-roads 燃費対比不審		○
8. 近隣の事業年度の貨物自動車運送事業報告書の表紙及び事業概況報告書(第1号様式)資本金及び従業員数のわかる書類、または事業実績報告書(第4号様式)。運輸支局またはトラック協会の受付日印が確認できること(コピー)			○
9. 補助金精算請求書(様式第6)			○
10. 自動車賃貸借契約書の写し(コピー)(リースの場合に限る)			○
11. リース料金算定根拠明細書(リースの場合に限る)			○
12. 共同事業者名簿(共同で申請する場合に限る)			○
13. 差力印捺印に関する契約書(様式第8)			○
14. 使用計画書(様式第9)(天然ガス自動車のみ)			○

注) 提出資料が不足している場合には、受付されない或いは審査保留となる場合がありますので、十分留意願います。

一般財団法人環境優良車普及機構に提出  
「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」補助金申請：提出資料総括表  
申請書を提出する前に確認して、○を記入してください。

項目	廃車(ディーゼル車の廃止)に限り	併用しない	併用
1. 補助金交付申請書兼完了実績報告書	①様式第1	○	
	②様式第1の2	○	
	③別紙2エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書	○	
	④様式第1の3及び様式第1の4(抵当権の設定ありの場合に限る)		○
2. 補助対象経費に係る見積書の写し(コピー)		○	
3. 補助対象経費に係る請求書の写し(コピー)		○	
4. 補助対象経費に係る支払を証する書類(領収証等)の写し(コピー)		○	
5. 補助対象車両の自動車検査証の写し(コピー)(所有権留保を解除した場合は、常車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し(コピー))		○	
6. 廃車車両に係る書類等(※廃車を伴う場合に限る)	④登録事項等証明書(直近の現在記録及び保存記録のコピー)		○
	⑤自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面(「引取工程」欄に印が入り「引渡日」が記載されている)を印刷したもの		○
7. 燃費改善及びCO2排出削減の算定資料	燃費改善及びCO2排出削減の算定資料		○
	※J-roads 燃費対比不審		○
8. 近隣の事業年度の貨物自動車運送事業報告書の表紙及び事業概況報告書(第1号様式)資本金及び従業員数のわかる書類、または事業実績報告書(第4号様式)。運輸支局またはトラック協会の受付日印が確認できること(コピー)			○
9. 補助金精算請求書(様式第6)			○
10. 自動車賃貸借契約書の写し(コピー)(リースの場合に限る)			○
11. リース料金算定根拠明細書(リースの場合に限る)			○
12. 共同事業者名簿(共同で申請する場合に限る)			○
13. 差力印捺印に関する契約書(様式第8)			○
14. 使用計画書(様式第9)(天然ガス自動車のみ)			○

注) 提出資料が不足している場合には、受付されない或いは審査保留となる場合がありますので、十分留意願います。

問い合わせ対応のために、**必ずお手元に控えを1部保管**してください。

一般財団法人環境優良車普及機構に提出

「低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業」補助金申請：提出資料総括表  
申請書を提出する前に確認して○を記入し、申請書に同封してください。

項目	揃っていない	
	廃車無し	廃車有り
1. 補助金交付申請書兼完了実績報告書	①様式第1	<input type="checkbox"/>
	②様式第1の2	<input type="checkbox"/>
	③別紙2エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書	<input type="checkbox"/>
	④様式第1の3及び様式第1の4(抵当権の設定ありの場合に限る)	<input type="checkbox"/>
2. 補助対象経費に係る請求書の写し(コピー)	<input type="checkbox"/>	
3. 補助対象経費に係る支払を証する書類(領収証等)の写し(コピー)	<input type="checkbox"/>	
4. 補助対象車両の自動車検査証の写し(コピー)(所有権留保を解除した場合は、常車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し(コピー))	<input type="checkbox"/>	
5. 廃車車両に係る書類等(※廃車を伴う場合に限る)	④登録事項等証明書(直近の現在記録及び保存記録のコピー)	<input type="checkbox"/>
	⑤自動車リサイクルシステムHPの使用済自動車処理状況検索機能画面(「引取工程」欄に印が入り「引渡日」が記載されている)を印刷したもの	<input type="checkbox"/>
6. 燃費改善及びCO2排出削減の算定資料	燃費改善及びCO2排出削減の算定資料	<input type="checkbox"/>
	燃費改善及びCO2排出削減の算定資料	<input type="checkbox"/>
7. 近隣の事業年度の貨物自動車運送事業報告書の表紙及び事業概況報告書(第1号様式)資本金及び従業員数のわかる書類、または事業実績報告書(第4号様式)。運輸支局またはトラック協会の受付日印が確認できること(コピー)	<input type="checkbox"/>	
8. 補助金精算請求書(様式第6)	<input type="checkbox"/>	
9. 自動車賃貸借契約書の写し(コピー)(リースの場合のみ)	<input type="checkbox"/>	
10. リース料金算定根拠明細書(リースの場合のみ)	<input type="checkbox"/>	
11. 共同事業者名簿(共同で申請する場合に限る)	<input type="checkbox"/>	

リースの場合のみ

注) 提出資料が不足している場合には、受付されない或いは審査保留となる場合がありますので、十分留意願います。



# 9. 別紙2「エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書」について

- 補助金の交付を受ける運送事業者の皆様には、燃費の良い車両を導入するとともに、**会社としてエコドライブに取り組み**、CO2の削減を図っていただきます。
- そのため、申請時に別紙2「エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書」を提出して、「**エコドライブの取り組み方策**」を報告して頂きます。
- まだ取り組みが完了していない場合は、該当欄に「△」を記載して申請することは可能ですが、**補助年度の翌年度終了時までには、エコドライブへの取り組みを完了させ、該当状況を「○」にして、機構に報告**していただきます。
- 申請時に、第三者認証取得済、または取り組みが完了し、該当状況が全て「○」となっている場合は、以降提出する必要がありません。
- 詳細は記載例を参照ください。

第三者認証を取得している場合は認証のコピーを添付すること

グリーン経営認証  
登録証

別紙2 エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書

申請日: 令和3年6月25日

申請時記入欄: 1. 取組体制に係る第三者認証の取得状況 (項目2の全てに○または△が記載されていること)

2. 取組体制の構築・運営状況 (項目2の全項目に具体的な内容が記載されていること)

第三者認証を取得している場合は、認証のコピーを添付すること

第三者認証を取得している場合は、2. 取組体制の構築・運営状況の記入は不要

申請時に空欄等があり、該当欄が「△」だった項目は、補助の翌年度までに、「○」にして報告していただく必要がある。  
※申請書類等の記載例を参照ください。

エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書

申請者(補助事業者) 氏名又は名称: ○〇株式会社  
代表者の職・氏名代表取締役 環境 太郎

項目	取組状況	取組内容	取組状況
1	○	デジタル運行記録計等車載機器の活用方法	運行管理責任者によるチェックと当事者へのフィードバックを行っている。
2	△	取組改善の検討の手段のルール化等の方法	月度の会議で乗務員ごとの燃費通称をチェックし、本通称の乗務員については、運行管理者がヒヤリングを行う。
3	△	ドライバーへの定期的な数	経験の浅いドライバーに対して、ベテランドライバーの指導を行っている。
4	△	講習会の実施等の実施内容	販売会社のエコドライブ出前講習会に参加している。

2023年4月までに取り組みを完了し報告する



# 10. 「燃費改善及びCO2排出削減量の算定書」について（廃車の有無にかかわらず提出）

- 本補助で導入した車両は、燃費基準を5%以上 上回る低燃費車です。
- 導入した低燃費車両で運行した場合、同様の運行を燃費基準車で行った場合と比較して、燃費が良い分、CO2排出量は削減されます。
- 本算定書では、**年間走行距離（予定）**、導入車両の**基準燃費**と**カタログ燃費値**を記入し、**どの程度CO2が削減できるかを予想**します。
- 実際の燃費は、運行経路や積載量等、メーカーでの測定条件とは異なりますので、カタログ値とは異なりますが、エコドライブに取り組んだ結果であれば問題ありません。
- 年間走行距離（予定）**は**実態に合わせた距離**を記入ください。極端に多い距離を記入すると、実態とかけ離れた削減量になってしまいますのでご注意ください。
- 廃車を伴う場合には、導入車両と廃車車両の両方を提出**ください。廃車車両は専用シートをご使用ください。
- 詳細は記載例を参照ください。

燃費改善及びCO2排出削減量の算定書

別添

社名： 環境優良運輸株式会社  
登録先（ ）

導入車両

太枠内を記入

導入車両仕様

型式	2RG-ABC1AJJ	自動車検査証の型式を記入してください
車名	OV	自動車検査証の車名を記入してください
車台番号	ABC1AJ-12345	自動車検査証の車台番号を記入してください
年間走行距離(予定)①	100,000 km/年	予定している年間走行距離を記入してください
2015年度燃費基準値②	4.04 km/L	右表を参考に燃費基準値を販売店にご確認の上記入してください。 ※小型の対標準型貨物の最大積載量は販売店にご確認ください
カタログ燃費③	4.46 km/L	導入車両のカタログ燃費値を記入ください。 ※カタログ燃費は現在車に搭載されている燃費値です
燃費向上率	10.4% 向上	(③/②)×100 の値を記入してください。 ※EXCELの場合自動計算
CO2削減量(予定)	6.01 t削減	(③/②)×①×2.58 の値を記入してください。 ※EXCELの場合自動計算

備考

導入車両のCO2削減予定量が増えていますので、実態より多く記入しないでください。

車種	積載量 (kg)	燃費 (km/L)
小型	~1.5t以下	10.83
	1.5t超~2t以下	10.35
	2t超~3t以下	9.91
	3t超~	8.12
トラック	7.5t超~8t以下	7.24
中型	8t超~10t以下	6.02
	10t超~12t以下	6.00
	12t超~14t以下	5.89
大型	14t超~16t以下	5.89
	16t超~20t以下	5.89
	20t超~	5.89
トラック	大型	20t超~

トラックの場合は、車検証総重量の( )内の数値を参照ください。

小型の基準値は車検証の最大積載量時とは異なる場合がありますので、どの燃費基準を記してください。

メーカーカタログ

最大積載乗車定員	24,790
車両総重量 (kg)	24,790
●性能	
最小回転半径 (m)	9.8
燃料消費率 (km/L)※1	4.46
重量モード燃費値	4.46
番号	②
主要燃費改善対策	高圧燃料噴射

ご注意:燃費改善効果及び二酸化炭素削減効果を把握することが、当該補助金の交付要件となります。

導入車両 廃車あり

# 1 1. 補助金交付決定後の義務(交付決定を受けたら)

## 補助金交付決定後、事業報告書の提出

補助対象事業者は、補助事業が完了した日から月別の走行距離・燃料消費量・燃費データを提出していただきます。  
 ※補助事業が完了した日（新車新規登録日（廃車を伴う場合は新車新規登録日又は廃車日のいずれか遅い日））

- 3か月ごとにその年度の3月末までの期間
- その後の1年間は半期(6か月)ごと

また、年度終了後30日以内に

「様式第7事業報告書」と  
 「別紙2エコドライブ等燃費改善取組体制構築・運用状況報告書」  
 を添えて機構へ提出していただきます。  
 (申請時に取り組みが完了している場合は不要)

燃費データ(2年分)報告書(雛形)

<b>申請者の会社名</b> ( )内はリースの場合の貸渡先会社名	<b>社名</b> : 環境優良オートリース株式会社 <b>(貸渡先)</b> : 低炭素運送有限公司
<b>自動車検査証の車台番号、登録番号を記載</b> ※登録番号に変更がある場合は備考欄に記載し、車検証を添付してください	<b>申請者の担当者名と電話番号</b>
<b>車台番号</b> : FTR0000-0000000	<b>担当者名</b> : 環境 優太郎 <b>電話番号</b> : 03-0000-0000
[ 車両登録番号 : 横浜800あ0000 ]	

	2021年度 (1年目)			2022年度 (2年目)			備 考
	走行キロ(km)	燃料使用量(ℓ)	燃費(km/ℓ)	走行キロ(km)	燃料使用量(ℓ)	燃費(km/ℓ)	
4月							*登録番号:練馬800あ0000から変更(添付車検証参照) 車両登録の8月は架装の補修等により運行なし 2020/2月はドライバーを手当てできず運行なし
5月							
6月							
7月							
8月	0.0	0.0					
9月	950.0	245.0	3.88				
10月	810.0	207.1	3.91				
11月	883.0	228.0	3.87				
12月	906.0	231.0	3.92				
1月	876.0	221.0	3.96				
2月	0.0	0.0					
3月	943.0	238.0	3.96				
年度計	5,368.0	1,370.1	3.92				

1.車両の「登録月」から各月の走行キロ、燃料使用量を記載  
 2.走行のない月はゼロを記載し、備考欄に事由を簡略に付記  
 3.報告2回目からは、前回報告データに書き足す要領で記載

## 12.申請時のご注意（再度ご確認ください）

20/22

- ・申請書類の正本1部を申請先である機構へ提出してください。なお、補助事業者は申請書類の写しを保管しておいてください。
- ・鉛筆や消えるペンでの記入、修正液・修正テープでの修正、金額の訂正は受け付けません。
- ・必要な書類のないもの、要件を満たしていないものは審査対象外として不採択となりますので、ご注意ください。
- ・一度提出された申請書類は、返却できませんのでご了承ください。
- ・jGrants申請の場合は、申請書類をPDF化してアップロードしてください。
- ・識別番号を用いた電子メールによる申請も書類はPDF化して下さい。代表者印の省略が可能になりますが、訂正があった場合は捨印が無いため再提出していただきます。

- (1) 提出資料総括表
- (2) 補助金交付申請書兼完了実績報告書(様式第1)、様式第1の2及び別紙
- (3) 様式第1の3及び様式第1の4(抵当権の設定ありの場合に限る。)
- (4) 補助対象経費に係る請求書の写し(コピー)
- (5) 補助対象経費に係る支払を証する書類(領収書等)の写し(コピー)
- (6) 補助対象車両の自動車検査証の写し(コピー)(所有権留保を解除した場合は、新車新規登録時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し(コピー))
- (7) 廃車した車両の証明書類
  - ア 登録事項等証明書(直近の現在記録及び保存記録のコピー)
  - イ 自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面(引取工程に○済が記載されているもの)を印刷したもの
- (8) 燃費改善及びCO2排出量削減算定書(廃車を伴う場合には廃車車両の直近1年間のデータ(当該データがない場合には現在所有の同区分の車両の1か月間の燃費データ(既存のものでも可)を年間換算したデータ)も記載すること。)
- (9) 貨物自動車運送事業報告規則に基づく直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書((第1号様式)資本金及び従業員数の記載された書類)の写し(コピー) なお、運輸支局等の受付日が確認できるもの。または直近の年度の事業実績報告書(第4号様式)の写し(コピー)なお、運輸支局等の受付日が確認できるもの
- (10) 補助金精算払請求書(様式第6)
- (11) 自動車賃貸借契約書の写し(コピー)(リースの場合に限る。補助金がリース料金に反映されていること。原契約書+補助金が反映された覚書でも可)
- (12) リース料金算定根拠明細書(補助金がリース料金に反映されていることが確認できること)
- (13) 共同事業者名簿(規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合に、共同事業者の団体等名称、事業実施責任者の氏名・役職名・連絡先を記載すること。)

見積書コピーは不要です

通帳コピーやネット振り込記録は領収書の代わりになりません

記載内容が読み取れる鮮明なもの

受付印が見にくい場合は、カラーコピーをお願いします。

## 13. よくある質問について

- 本補助金に関する、よくある質問をホームページにQ&Aとして掲載しています。  
ご参照ください。

Home > 環境優良車普及 > 補助事業の概要

### 令和3年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

#### 低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業

一般財団法人環境優良車普及機構（LEVO）では、環境省からの令和3年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（低炭素型ディーゼルトラック普及加速化事業）を活用し、中小トラック運送業者について燃費性能の高い低炭素型ディーゼルトラックの導入を支援し、低炭素社会の創

本事業へ応募を希望される方は、公募要領・交付規程に従い、申請書を作成してください。  
 ○応募方法の詳細は、公募要領、交付規程、実施要領等をご確認ください。  
 ○応募に必要な書類は、[申請書類等](#)からダウンロードしてください。

**【注意事項】申請書を手書きにて記載される場合は、必ずボールペン等の黒色インクのペンを使用してください。くれぐれも、鉛筆又は記載後消去できるボールペンの使用はされないように、ご注意ください。**

<公募要領・交付規程等>

- [1.公募要領\(627KB\)](#)
- [2.交付規程\(603KB\)](#)
- [3.環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について\(202KB\)](#)
- [4.実施要領\(230KB\)](#)
- [5.交付要綱\(241KB\)](#)

<本事業への質問と回答>

- [Q & A\(480KB\)](#)

<提出資料のチェックポイント及びサンプル>



皆様の申請をお待ちしております

(本件に関する問い合わせ先)

一般財団法人環境優良車普及機構

「低炭素型ディーゼル車普及加速化事業」執行グループ

電話：03-5341-4577      FAX：03-5341-4578

E-Mail：[hojokin@levo.or.jp](mailto:hojokin@levo.or.jp)